**平成２３年（フ）第８４号**
愛知県豊橋市多米東町２丁目５番地29
債務者　栗木トシユキこと　クリキ　エルビストシユキ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第２３号**
山形県米沢市相生町５番28号
債務者　伊奈川靖寛
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第３２号**
山形県東置賜郡川西町大字上小松1763番地
債務者　原田　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第３７号**
山形県米沢市金池１丁目３番２―43号
債務者　柴田あけみ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第５７５号**
さいたま市見沼区大和田町１丁目1385番地１　ハイツ大和田202
債務者　黒田　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５７６号**
さいたま市見沼区大和田町１丁目1385番地１　ハイツ大和田202
債務者　黒田　尚美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１１号**
千葉県八街市大谷流421番地５
債務者　日暮　純一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第１１９号**
千葉県富里市七栄251番地72
債務者　岩佐　隆広
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第１２２号**
千葉県白井市桜台２丁目４番９棟506号
債務者　佐藤あゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第１２４号**
千葉県富里市七栄138番地13
債務者　金子美智子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第４号**
千葉県君津市中野４―16―６　プラスター斉藤201号室、住民票上の住所千葉県君津市中野５丁目９番11号
債務者　辻　　雅之
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第２５号**
千葉県木更津市桜井新町２丁目17番地７
債務者　山本実津江
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第３１号**
千葉県木更津市万石629番地15
債務者　藤代加津也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第３２号**
千葉県袖ケ浦市今井１丁目14番地３
債務者　秋葉　陸夫
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第３５号**
千葉県木更津市岩根３丁目８番９号
債務者　皆川　保平
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第１４８号**
愛知県刈谷市松栄町１丁目７番地３　パレス丹羽１―８号、従前の住所愛知県高浜市芳川町１丁目８番地11
債務者　飯塚　光雄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１０２号**
岡山県総社市門田892番地浅尾団地３―11―２
債務者　橋本　良子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第１４０号**
愛媛県伊予市双海町串甲3657番地67
債務者　亀岡　寿江
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
松山地方裁判所